

平成28年12月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成28年12月6日（火）13：30～16：45

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘
委員長職務代理者 本 多 直 行
委 員 松 島 利 彦
教 育 長 宮 原 照 彦

○欠席委員の氏名

委 員 森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 議案上程

35号議案	議会の議決を経るべき議案について （公の施設の指定管理）	原案 可決
36号議案	議会の議決を経るべき議案について （公の施設の指定管理）	原案 可決
37号議案	議会の議決を経るべき議案について （公の施設の指定管理）	原案 可決
38号議案	議会の議決を経るべき議案について （公の施設の指定管理）	原案 可決
39号議案	議会の議決を経るべき議案について （島原市奨学金貸付条例）（追加提出）	修正 可決

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 その他

(1) 報告事項

① 12月行事予定について

(2) その他

① 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 9 閉会

【会議録】

第 1 開会 (13:30)	
松本委員長	ただいまから12月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
第 3 議事録署名委員の指名について	
松本委員長	議事録署名委員に 宮原 委員と 私 松本を指名します、よろしくお願ひします。（「はい」の声）
第 4 議事録署名委員の指名について	
松本委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。9月5日に行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を省き、承認してよろしいでしょうか。
	《 了承 》
松本委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 5 教育長報告	
松本委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。 はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	私から何点か報告をさせていただきます。まずはお礼でございます。第五小学校の学校経営訪問を最後に、本年度の経営訪問等が終了いたしました。

た。本当に委員の皆様方には、多忙な中にご出席、また貴重な意見・指導をいただきましてありがとうございます。それぞれの学校でワークショップによる研究協議等を行いましたし、また、学力向上についても、それぞれの学校において管理職をはじめ職員の意識の向上も図られているなどと思いました。常に言っていましたが、小学校低学年における鉛筆の握り方がどうしても気になったもので、これは絶えずやはり言い続けていかなきゃいけないのかなということと、放課後の学習室の参加状況についても、もう少し学校が、積極的に必要な子どもというんでしょうか、自分のクラスの中で必要な子どもについては、奨励するような対応も必要かなと思ったところでございます。

一方、現在事務局の方では、29年の予算要求のヒアリング等が行われてきて、あとは部長査定、副市長査定、市長査定ということで進めていかれるものと思っております。

また、インターネット等では、今日の午後、国においてはカジノ法案が通過する予定のようであります。そうなったときに、直接義務教育には関係ございませんが、ギャンブル依存症やギャンブルによる風紀の乱れというんでしょうか。そういったところも色々と懸念されるのかなという思いもしたところでございます。

また、今後の課題といたしまして、来年度に向けて、1月の教育委員の研修で、コミュニティスクールを実際佐賀県の学校を見ていただきます。今「地域に開かれた学校」から「地域と共にある学校」ということで県も国も言っております。その一つが、やはりコミュニティスクールであろうと思います。これについても、十分に準備を整えながら、今後進めていく予定にしております。

それから、小中一貫ということで、11月11日に佐世保市の方の学校のことで載っておりましたが、小中一貫というの一貫校、学校をつくることもさることながら、その前に今望まれているのはやはり小学校6年、中学校3年をも見通した教育課程の組み込みと、やはり小中一貫教育ということが先に来るんだろうと思います。そういう意味では各学校とも連携の方から、それぞれが小学校高学年、あるいは中学校低学年の1年生あたりの授業のお互いのやり方、あるいは進め方、そういったところも日頃から連携を取っていく必要があるのかなと思っております。

また、先に壱岐市でありました都市教育長協議会で、県の教育長のあいさつの中で4つの項目について説明がありました。1つは、学力向上の問題。大分全国平均値には近まってきたということです。2つ目に外国語教育の推進ということで、これについても英語教育の推進というのが、小・中ともに望まれております。3つ目にいじめや不登校ということで、これ

	<p>も本当に痛ましい事件で、福島県から転校してきた子どもへのいじめの問題がありました。これについても、我々も更に現場への指導をしていかなきゃいけないと思います。4つ目に、ワークライフバランスということで、校務多忙な先生方のワークライフのあり方ということです。業務の適正化、2つ目に「ノー残業デー」と「ノー部活動デー」、それから「学校閉庁日」ということで、学校閉庁日については、もう既に学校関係団体等には来年度の対応をお願いしたところでもありますので、こういったことも十分に踏まえながら、更に現場への指導を進めていきたいと思っているところでございます。以上です</p>
松本委員長	<p>引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。</p>
堀 口 課 長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。</p>
松本委員長	<p>教育長報告、各課の報告につきまして質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
松本委員長	<p>無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。</p>
<p>第 6 議案上程</p>	

第 3 5 号議案

議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

松本委員長

第 3 5 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

松本課長

議案集の 1 ページをお願いいたします。第 3 5 号議案「議会の議決を経るべき議案について」ご説明申し上げます。

提案理由ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条および島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任または臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出するというものでございます。

次に、島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、または臨時にという規則がございます。この第 2 条第 1 項の第 1 1 号です。教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について、意見を申し出ることについては教育委員会の権限となっております。これが、提案の根拠になります。

1 ページをお願いします。朱書きですけれども、議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提案することの承認を求めるといことで、内容は公の施設の指定管理者の指定についてでございます。次のページをお願いします。別紙の「第何号議案、公の施設の指定管理者の指定について」にて説明。

なお、この内容につきましては、1 1 月 2 4 日付で指定管理者選定委員長から指定管理者の候補者ということで答申を受けた内容でございます。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

（「なし」の声）

松本委員長

無いようでしたら、第 3 5 号議案は原案のとおり承認してよろしいで

<p>松本委員長</p>	<p>しょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは第35号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>第36号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）</p> <p>次に第36号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>第36号議案につきましては、第35号議案と基本的には同じでございます。公の施設の指定管理ということで、提案をさせていただいております。5ページをお願いします。提案理由につきましても、35号議案と同じでございますので、条項の説明については省かせていただきたいと思っております。6ページをご覧ください。公の施設の指定管理者の指定についてということで、公の施設の名称につきましては、36号議案については、市営陸上競技場、島原市営球場、島原市営総合運動公園庭球場、この3つの施設をまとめた分の陸上競技場一帯の施設の指定管理ということになっています。指定管理者、それから指定期間等につきましては、同じく、島原市教育文化振興事業団、それから平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間ということで、先ほどと一緒にございます。</p> <p>提案理由につきましては、島原市営陸上競技場、島原市営球場および島原市営総合運動公園庭球場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者を指定しようとするものであるというところでございます。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>

松本委員長	<p>無いようでしたら、第36号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは第36号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第37号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）</p>
松本委員長	<p>次に第37号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>第37号議案についてご説明申し上げます。8ページの方をご覧くださいと思います。まず、基本的には先ほどの第36号議案と同じです。公の施設の指定管理について、施設の名称が島原復興アリーナ、島原市営平成町多目的広場、この2つの施設の指定管理となります。指定管理者につきましては、同じく島原市教育文化振興事業団、期間についても先ほどと同じく5年間でございます。</p> <p>提案理由でございます。島原復興アリーナおよび島原市営平成町多目的広場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものであるというところでございます。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第37号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

松本委員長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは第37号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
松本委員長	<p>第38号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）</p>
松本委員長	<p>次に第38号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>第38号議案についてご説明申し上げます。議案集の9ページをお願いします。これも同じく、公の指定管理者の指定についての議案でございます。10ページをお願いします。第38号議案につきましては、公の施設の名称といたしましては、島原市霊丘公園体育館弓道場、島原市立有馬武道館、島原市立温水プール、島原市立霊丘公園庭球場、島原市立屋内相撲場、島原市立れいなん会館、この霊丘公園一帯の6施設の指定管理となっています。指定管理者は、同じく島原市教育文化振興事業団、指定期間についても同じく5年間でございます。提案理由につきましては、島原市霊丘公園体育館弓道場ほか5施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものであるというところでございます。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>質問をさせていただきます。この施設の中に、「島原市立れいなん会館」がありますが、これも含まれているという認識がなかったんですが、これは勤労福祉施設ですよね、これは便宜上近くにこういった体育施設があるので、併せて教育委員会で管理してもらおうという趣旨のもとにこれは始まったわけですか。</p>
浅田課長	<p>トレーニング施設ということで、そうです。</p>

本多委員	<p>ということは、商工部分は関わりないと、管理は教育委員会で管理しているということですね。勤労福祉施設ということで、これまで問題はなかったということですか。全然問題はないんですよ。</p>
浅田課長	<p>一番最初は、商工部門の施設でした。施設の管理としては文化スポーツのときから同じです。</p>
本多委員	<p>管理するだけだから、問題ないということですよ。1つ、スポーツ施設があるから、そういったところを併せ持って管理をしてもらうという意味合いですかね</p>
浅田課長	<p>はい、そうです。</p>
本多委員	<p>分かりました。十分知らなかったものですから。ありがとうございます。</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第38号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは第38号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第39号議案 議会の議決を経るべき議案について(島原市奨学金貸付条例)</p>
松本委員長	<p>次に第39号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
菅課長	<p>第39号議案の説明に入ります前に、本議案が追加議案ということで、委員皆様への配布が遅れましたことをまずお詫びしたいと思います</p>

す。

本件につきましては、償還免除型の新たな奨学金の制度の創設に伴う新規条例の制定になりますが、新たな奨学金の概要につきましては、先の11月の定例委員会の中で委員の皆様にご説明したところでございます。それから大きな変更点というのはございませんけど、一部、償還開始の時期、猶予について、一部変更がっております。この条例の中で条項を追って説明をさせていただきたいと思いますが、お手元の方に2枚資料をお配りしたと思います。まず、今回の条例が、島原市奨学金貸付条例ということで制定を予定しております。従来、本市には、貸付型、貸与型の奨学金がございましたが、そちらの条例は、「奨学金貸付基金条例」という基金条例の中に、貸付奨学金の部分を含めた条例となっております。

A4の色版の部分をご覧いただきたいと思います。今回の改正に新たな条例を作るにあたり、この基金条例の中の5条から15条、ここに奨学金の部分の規定がございます。この部分を基金条例からは削ります。16条をこの5条ということで、基金条例の趣旨の部分に特化した条例となります。第1条の設置の目的の部分、ここを、右上の方にありますように、新たに設置をいたします奨学金貸付基金条例に規定する奨学金の財源に充てるための基金を設置するというので、設置の目的を改正いたします。

新たに設けます条例の目的は、ここにありますような経済的な理由で就学が困難な者に対して貸し付けることで、優秀な人材の育成と、市内に戻って就業する場合にはその償還を免除し、市への帰郷の促進に資することを目的とすると。奨学金の本来の目的を制定することにしております。

この法制としましては、章立てとし、第1章の総則の部分に全体的な部分を謳い込みまして、2章・3章に、第2章に従来の貸付奨学金の規定を、第3章に今回新たに設ける償還免除型の条項、そして第20条で、準用規定及び読み替え規定を設けるといような法制にしております。それでは、議案集の方に移って説明をさせていただきます。

第39号議案「議会の議決を経るべき議案について」ということで、原案のとおり議会に提出することの承認を求めるということで、別紙のとおりでございます。

目的は、先ほど申しました章立ての部分に記載をしております。第1章総則の部分で「目的」、2条の方で「定義」というところで、「高校等」、それと「大学等」ということで、それぞれ定義をしております。奨学金の種類を、第3条の方で規定しております。貸付型奨学金、従来の貸与型の奨学金ですね。これは、高校等と大学等、両方の学生が対象となります。第2号の方に、「ふるさとにもどってこね奨学金」ということで、これは大学等を卒業後、島原市内に帰郷して就業するという意志がある者に対して、市内への一定期間の定住及び就業を条件に、償還を免除するという奨学金となります。第4条で、2つの奨学金の併給はできませんよということで、併給禁止を謳っております。

第2章は「貸付型奨学金」、これは従来の奨学金の部分です。これは大きな変更点はございません。これは従来どおりで、高校等が（月額）15,000円、高等専門学校・大学等が（月額）25,000円ということで規定をしております。

5ページをお願いします。第3章、一番下になります。ここからが新たな償還免除型の奨学金の規定になります。第3章「ふるさとにもどってこね奨学金」ということで、まず第15条、（奨学生の）資格です。この部分では、（1）は貸与型奨学金と同様でございます。

ここが「代理法定人」となっていますけど、間違えました、「法定代理人」ということで訂正をお願いしたいと思います。

通常は、父もしくは母が、本市に住所を有し、市税の滞納がない者」、（2）で「大学等に在学している者」ということで、「（申請年度新入学した者に限る。）」というように、今現に大学に通学をしている2年生以降の者は対象にならないということにしております。参考で、一定の収入基準を設けたいと。（4）で、「学業成績が優秀で品行方正である者」ということで、貸付型奨学金が「学業成績が良好」という規定に対して、こちらの方は「優秀」ということで、一定の差別化を図っております。それと（5）ですけど、ここが今回の条例の趣旨に沿った規定になります。卒業後、市内に戻ってきて就業すると、そういう志がある者を対象にしたいというふうに思っております。16条が奨学金の額でございます。月額5万円を無利子で貸与をするということになります。

17条に審議委員会、貸与型にもありますが、新たな審議委員会という

ことで、10人以内の委員をもって組織する審議委員会を設け、その中で資格等々についてご審議をいただきたいというふうに考えております。

18条は「償還の猶予」部分になります。(1)(2)(3)というところで規定をしております。これも、貸与型と同じような規定です。

それと19条は、「償還の免除」です。ここの部分は、通常、貸付型が大学等を卒業後、半年(6か月)後から償還が始まるのに対して、償還免除型は、(2)の方にありますように大学等を卒業後、3年以内に島原市内に住所を有して、なおかつ5年を超える期間就業をしている場合、そして市税の滞納が無い者。こういう者については、償還の全額を免除する措置を取るという規定にしております。

第20条が、貸付型奨学金の部分の準用と読み替え規定になります。それぞれ関連する条項、一番左が該当する条項になりますが、その条項の中段の項目を、一番の右側の欄に読み替えるということになっております。12条をご覧ください。8ページの12条の読み替え規定が、12条の中で、本来、大学等を卒業して6か月を経過後に償還が始まるわけですが、償還免除型につきまして、この6か月を3年間ということで、免除を受ける期限が通常3年間という規定をしております。戻って来る学生・来ない学生につきましても、3年間の償還開始のルールを設けたいということで、読み替え規定をしております。ここは11月の委員会の際にも、そのまま6か月ということでお示ししておりましたけど、この部分が今回制度変更をしているところでございます。

あと、規則の方で、2つの条例の改正を規定していますが、1つが「島原市の報酬及び費用弁償条例」というのがございます。この中に今回新たに設けます「ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会」の委員さんの報酬額の規定を加えるということ、それから従来あります奨学金貸付基金条例の目的を先ほど説明を行いました、基金条例の目的を、財源に充てるためというふうに変更をするというところ、それと奨学金の部分の条項、5条から16条までを削るというのを規則の方で既存条例の改正を行っております。附則の4項は、経過措置でございます。従来条例に基づく部分で貸与を受けている奨学金については、従来どおり効力を有するというところを謳い込んでおります。

提案理由といたしましては、優秀な人材と、市への帰郷の促進に資する

<p>松本委員長</p>	<p>ことを目的として、奨学金の支給に必要な事項を定めるということになっております。</p> <p>以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
<p>本多委員</p>	<p>前回の定例会の中でご質問させていただきましたが、償還免除型奨学金を導入する制度設計については、中長期的な財政の見通しが必要であると思います。先ほどの説明では今1億あまりありますが、2分の1は債権で、約9年間でそのままでいけばなくなるということですよ。教育文化振興基金であるとか、あるいはふるさと納税の方で補てんしていこうという考え方なんでしょうけど、それがどうなのか、長期的なスパンで考えると、非常に厳しいなという気がします。しかも、その月額が5万円ということで、県下では突出して高い金額であるし、それから貸付型は1万5千円または2万5千円ですが、これは5万円ということで、非常に償還、猶予の期間も長いし、それから金額も大きいということで、私個人的には制度的にどうなのかなという気がします。例えば、これを財政的な見通しを考えれば、5万円というところを若干抑えて、長期にわたって対応できる制度、あるいは金額をちょっと縮めて人数を増やすとか、そういった対応をしておいて、後に財源がある程度見通しが立てば増やすということではできるかもしれないけれど、減らすということはなかなかできないと思います。なので、制度的に決着する話ではありますが、ちょっと問題を投げかけておきたいというふうに思います。</p> <p>それから、この条例案を見てみますと、全額、まあ最大限ですけども年間720万が必要となるということで、これは全部免除というのが前提になっているわけですね。条例の中では「全部又は一部」を免除することができるということになっていますけれども、一部というのはどういったものが考えられるのか、そういったところも規則で決めていかれるんでしょうけど、その辺の考え方をまずはお聞きしてもよろしいでしょうか。まだいくつか質問させていただきたいと思います。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>実は今回、前回11月の教育委員会で説明した内容と若干変わったと</p>

	<p>いう話をしましたが、帰ってくる期間、猶予の期間を3年間は、例えば大学とかの方で就業をして、それから3年以内に島原に帰ってきていただくと。その場合でも償還については6か月から発生し、過ぎれば一応償還をしながら、それから帰ってきていただいた後に猶予をして、それから5年間就職していただいた場合に免除をするという、そういう基本的な考え方がありました。</p>
本多委員	<p>償還が発生するということですね。</p>
寺田次長	<p>そうですね。そういうことでしたが、今回3年間猶予期間があって、3年間以内に戻って来たら5年間の猶予をし、5年を経過後に全額免除ということになります。</p>
菅課長	<p>市内に戻ってきた場合については、償還の時期を6か月から3年に延ばしましたので、一部免除というのは今次長の説明のとおりできませんけども、1項の方にですね、本人が死亡した場合について、この場合の規定を設けていますので、その時期によってはその償還をした分までは返還をしません。</p>
本多委員	<p>それが一部になったりするわけですね。まあ、その辺はまた具体的に規則で定めるということになるんですか。</p>
菅課長	<p>委員さんから冒頭指摘がありました、財政計画シミュレーションの部分ですけど、当初私たちは2万5千円で、企画委員会には提案をいたしました。2万5千円では、学生が大学生活を送るのにまだ不足だということで、5万円を貸与して、戻ってきた場合は半額を免除したらどうかという提案もしたんですけども、何とかして優秀な人材を残したいという強い思いで、5万にしたらどうかというような提案を企画委員会でいただいたものですから、今回こういうような制度設計で。ただ財政計画を見ますと、先ほどご説明しましたように、何もしないと10年も経たないうちに事業の継続は難しいところがございます。</p>

本多委員	<p>市の企画委員会で決まったことであれば、なかなか私の立場で言うことはできないと思いますが、民間感覚で言うと、その辺の見通しが無ければ、やっぱり途中で廃止はできないということを考えると、もう少し考えてもいいのかなという気持ちはあります。</p> <p>いっぱい島原市に戻ってきてもらいたいのであれば、5万円は貸しますよ、先ほど言われたように、2分の1は免除しますと。そうしますと、貸付型奨学金と同じになりますけども、半分はもういいですよ。そうすると720万のところ、その半分で360万になって、3人のところが広く言えば6人対象とすることもできるわけです。だからと言って6人というのは早速はできないでしょうから、それを縮める、少なく3人としておいて、ある程度余裕が出てきて財政的に基金にもある程度余裕が出てくれば、そういったプラスに増やすとかですよ、そういった変更も可能だろうと思うんですけども。どうにもなりませんよね。一応お話をさせていただきたいと思います。</p> <p>それから引き続きよろしいでしょうか。今基金条例の中では、期間延長という特例規定があるわけですが、今回の条例の中ではそれがありませんよね。これは、もう期間延長しないということで理解していいですか。</p>
寺田次長	<p>貸付期間の延長ということですか。</p>
本多委員	<p>そうですね、教育委員会が認める場合は、期間の延長ができるというふうにこれまではなっているわけですよ。</p>
寺田次長	<p>今の条例には、期間延長の規定があります。期間延長についても、その期間、例えば4年間の大学に行っている場合に、事情があって、例えば留学とか色んなケースがあると思います。5年になったので、そしたら5年間お貸ししましょうという意味なのか、期間は4年間ですけども、1年間まあ例えば休学とか、空白があった場合に5年間になりますけども、実際の貸付期間は4年間ですというような、捉え方が二つあります。</p>
本多委員	<p>トータル的に4年なのか、継続して4年なのか。そこはどのような考え方なのでしょうか。</p>

寺田次長	<p>前の条例については、今回条例の中にも謳ったんですけれども、第7条に、奨学金の貸付期間は奨学生が在学する正規の就業期間とするということで、実際に4年制の大学であればもう4年間だけですよということになってくるので、休学とかの場合については、その期間は停止をしますというような条項を謳ってます。</p> <p>期間の延長というのは、4年が5年に延びても、実際に貸与する期間は4年間、正規の就業期間に限定をしているということで判断をしたうえで、今回そういう形を取らせていただいております。</p>
本多委員	<p>分かりました、その中に含まれるということですね。</p>
松本委員長	<p>これだけ優秀な人の毎年3人ずつ帰ってくれば、相当なものですよね。ただこれを受け入れる企業があるのだろうか。</p>
宮原教育長	<p>実は今回の条例の中には、卒業後市内に帰郷して就業するということの規定を謳っていきまして、就業の内容については規則で規定をしようと思っています。その内容については、色んな職業あります。例えば農業の、自分で農業をしたいとか漁業をしたいとか、色んな会社、島原の会社に就職をする場合、それから公務員、市役所の職員になるとか色んなケースがあると思いますけれども、これについては職業に規定をせずに、島原市内に住所を置くことだけを規定しています。</p>
松本委員長	<p>それ（職業）は分かります。ただ人口減になったときに、それだけ企業が残っていくかどうかということを私はそれを言ってるんです。どんどん人口は減少するじゃないですか。そうすれば島原じゃなくて、在籍が諫早とか、長崎が本社となったときに、どうなのかなと思います。もし、M&Aで、長崎本社の企業に吸収合併されたとき、そのときはもう島原在籍じゃなく、勤務が長崎市とかになる可能性がありますよね。それだけ優秀だったら特に本社に来いということになると思います。</p>
本多委員	<p>島原に住所を置いて、諫早であるとか今委員長が言われた、そこに</p>

<p>宮原教育長</p>	<p>優秀な企業があって、そこに通うということはOKっていうことなんでしょう。だから島原の企業にやっぱり就職しないといけないということはないということですね。</p> <p>島原市内に居住して、市外の企業へ通うというのはOKです。そこは限定せずに島原市内の企業についてもある程度限定されるというのがありますので、島原に住所を置いて、就業については市内に限定をせず通っていただくということもできるということ考えています。</p>
<p>本多委員</p>	<p>第1条が、市内に戻って就業するという、誤解を得るような条文になってるものだから、委員長が言われた率直な意見だろうと思うんですよ。その表現がどうなのか、適切なものなのか、やっぱりその条例である以上はある程度第三者が見てもわかるように、これを規則で補うとか、色々な形で補う、募集要項で補う、色々な形でしておかないと、それはそれで少し誤解が生じるのかなという気はします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>はっきり島原市が現状維持か増えていくかということ、少しでも増えていく可能性があればいいですけど、ずっと減る可能性があるじゃないですか。だから、各事業所も今相当色々考えています。今までの現状では維持できない、5年後はどうなるのかということ。私たちの業界が特にあります。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>今回の条例は、新たな奨学金ということで作らせていただいた根本の原因というか、これについてはやっぱり人口減少というのがあります。大学に出てそのまま、他のところに就職される方が多いという現状がありますので、その方たちに奨学金を免除することで島原に残っていただいて、優秀な人たちに島原で働いていただくというのが第一の目的です。現在実際に人口がどんどん減っている状況を、少しでも歯止めをかけることができればというのがあります。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>大きな病院のドクターが、やはり教員になるのが優秀な人材だと言われていました。もし優秀な人材で教職員になられてですよ、島原に帰らずに</p>

	<p>県の採用試験に入ってとなったときは、やっぱり償還免除はないんですよね。</p>
寺田次長	<p>公務員の中には、教員というの、まあ学校の先生というのもあると思います。</p>
松本委員長	<p>教員になれば県のためということで、償還免除でいいんじゃないですか。</p>
寺田次長	<p>対象にはしていますが、一応条件が市内に5年間の就業期間というのがあります。</p>
宮原教育長	<p>その辺をはっきりしておかないと、公務員ということはいいわけだから、公務員でも、例えば教員で、採用後最初島原に来ます。そして5年いればもう満額だけど、3年間でどこかに転勤になったと。そのときにはある程度猶予を持って、また帰ってくるわけだから。通算して5年間ということも考えられるのじゃないかということは今議論していました。</p>
松本委員長	<p>少し枠を広げてですね。</p>
宮原教長	<p>例えば、丸々3年間、5年間はいいんですから、途中で新卒で来るわけですから、3年経ったら4年目にどこか異動したと。それでも、最終的には教員の場合には特に身分については、ふるさとに戻してやろうとするわけだから、その辺は見てやらないといけないんじゃないかということで、事務局では話をしています。</p>
本多委員	<p>ここでは、就業している期間が継続して5年となっています。</p>
宮原教育長	<p>「その他特に必要と認める者」という理由のところからです。例えば、優秀だから、5年目にどこかの大きいところに2年間派遣社員でやろうと。そしたら免除が駄目になってしまう。いやそれは、その他特に必要と認める者ということで、どのみち帰ってくるわけだから、認めてやってもいい</p>

菅 課 長	<p>んじゃないかということ事務局では話をしています。</p> <p>第19条の1項の3号に、「特に必要があると認めるとき」、これは具体的にはまた規則の方で、こういう場合ということでなかなか難しいでしょうけど、これがないと、今教育長がおっしゃるような、ガチガチになってしまうと思います。</p>
宮原教育長	<p>例えば市役所の職員もそうなんですよ。市役所の職員も、今、国と県と派遣しているわけですね。優秀なほどやっぱり派遣に出すわけでしょう。1年間市役所を代表して県に行ったんだけど、それはもう駄目だと。そんなことを言えないと思います。やっぱりその辺の例外を、その他必要と認める者ということとしようよというのは、事務局では話をしています。</p>
本 多 委 員	<p>どう認めるか、規則とか何とかで謳うのは難しいですね。</p>
宮原教育長	<p>色んなケースが出てくると思うんですよね。</p>
松本委員長	<p>私の同期が、本庁のキャリアに入って、自分は島原市に帰ってこないと言います。やっぱりそのギャップは相当あるからです。島原のために帰ってくるという、それだけの意志があるわけですから。</p>
本 多 委 員	<p>教育長が前に言われたように、最初申請するときは、もう島原に戻ってきて頑張りますよという意志をもって申請するわけですよね。結果として戻ってきたときに、もう人事異動や何かで、帰られたときには自分の意志に反して異動しないといけないので、そういうところを救おうということですかね。その辺は規則で謳うにしろ、難しいですよ。</p>
宮原教育長	<p>その他特に必要があると認めるとか何か、そういった感じで謳っておかないといけないと思います。</p> <p>それと、当初面接をしようと思っていました。ただ申請時期にしようとする、大学生だから、遠くにいるのにそこまでしないといけないかと。国もそうですが、やっぱり志願書の中からよく読み取らないといけない</p>

	<p>かなと思っています。本当は面接をして、しっかり人物評価をした かったんです。時期的に無理だなと思いました。やっぱり心配なのは、どの程度の子どもたちが申請するのか、3名だから絶対3名やらなきゃいけないのか。私は、ある程度これは厳しい査定をして、上がってきたけどその年のレベルによってはゼロでもいいのかなど。それぐらいのやっぱり価値あるものにしておきたいなとは思っています。</p>
本多委員	<p>そうですね。毎年3人決めないといけないということじゃないと思うんですよね。</p>
宮原教育長	<p>上限3人ということですね。</p>
松本委員長	<p>今年は90ぐらいのところがいいと。次年度は75ぐらいしかないと、これは少しおかしなことになります。</p>
本多委員	<p>それは、収入基準や成績基準があるんでしょうから、それでふるいにかけて、それよりも下回るのは当然駄目でしょうからね。</p>
松本委員長	<p>少しでも人口減の若者が帰ってくれば歯止めになるということで。39号議案についてまだ、何かご質問はありますか。</p>
本多委員	<p>引き続き基本的なことをお尋ねします。今回基金条例の中から今度は貸付条例に条項を持ってきて、新たな貸付条例を作るわけですが、そうするとこれまでの基金条例の改正はここに挙がっていますが、今度は規則も改正しないといけない。今度は貸付条例の規則も作らないといけないと。まあ詳細にあたってはそういう形で作られるんでしょうけど、その辺はまだ作られてないのか、あるのかどうかをお聞きします。</p> <p>次に、具体的な条項についてちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず第1条ですが、これが新たなものとして、「市内にもどって就業する場合にはその償還を免除し、市への帰郷の促進に資することを目的とする」と。帰郷という言葉を使っておられるんですが、これは島原市に戻ってきてもらいたいという趣旨でこうされている</p>

んでしょうけど、その前に市内に戻ってと書いてあるので、ここは例えば、「島原市に定住を促進する」という文言でもいいのかなというのを感じました。Uターン・Iターンというのはあるんですが、まあIターンは除外ですよと、あくまでもUターンですよということを考えると、もうこの戻って就業するというので、はっきり分かるんじゃないかなと。つまり、この帰郷というのは、定住に置き換えることはできないのかどうかということです。

それから3ページ、3条の(2)ですね。「ふるさとにもどってこんね奨学金」ということで定義を書いておりますが、貸付型奨学金は、「高校等又は大学等に進学する者に対して、貸し付ける奨学金」となっていますが、「ふるさとにもどってこんね奨学金」では、貸しということは一切記載されていません。なので、ここは「大学等に進学する者に対して貸し付ける奨学金」であることをまずもって言わないと、後に続かないのかなと。挿入した方がいいのかなという気がします。それから7条、3ページの下から2行目ですけども、「奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する高校等の正規の修業期間」と。いわゆる、その在学するところを入れていまよね。ここでは抜いてある。ここは、例えば「高校等または大学等」の正規の修業期間という、その文言を入れた方がいいのかなという気がします。これに合わせて仮に入れるとするならば、準用規定が変わってきます。追加をしないといけないのかなという気がします。その点をどうなのかと。意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

寺田次長

規則の件については、今準備をしているところです。条例がある程度固まらないと規則も出来ないということがありました。条例が例規審査委員会で固まって、行政班と調整をしてきましたので、それに合わせたところで規則は今準備をしております。規則についても、条例が週明けということがありましたので、一本の規則でということ考えております。

本多委員

はい、分かりました。

寺田次長

次に条項の第1条、帰郷の促進ということについては、定住のということで、島原から大学等に出られて、それから帰ってきてくださいと、もど

<p>本多委員</p>	<p>ってこんね奨学金という名前のおりです。そういう意味で帰郷の促進ということで、この条項には記載しているところですけども、定住をしていただくというのがありますが、まずは帰郷をしていただくということで、記載しています。</p> <p>意味合いは分かります。例えば、「帰郷」という言葉は、ふるさとに戻る、端的に言えば、広義の意味ではふるさとに戻ってくるということで、一時的な意味合いもある分があると思うんです。なので、一時的に帰ってくればいいのかというような意味合いも、少しあるとするならば、それはあくまでも島原市の方針としては、やっぱり島原市に戻ってきてもらいたいと。住んでももらいたいと、定住してもらいたいということであれば、先ほど言ったような「定住」という言葉の方がいいのかなというふうに少し私は思ったものですから、あえてお話をさせていただきました。ただ、例規審査委員会を通過しているんでしょうから、その辺は私が言ったからといってそれを変える必要は必ずしもないと思うんですけど、今検討できる段階であれば、どうなのかなと思っています。その言葉がいっぱい入っています。提案理由にも入っているし、その条項の中にも入っています。だからと言って全部「定住」にしてくださいということじゃないです。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは、長時間になりますので、ここで、しばらく休憩します。</p> <p>－ 休憩 －</p>
<p>松本委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの39号議案は、しっかり審議していただきたいと思います。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>帰郷・定住の問題について、委員さんが言われたように、2回例規審査会で条文を出して審議をされて、実際には明後日条例を配付ということになります。委員さんのおっしゃるとおりと私も思いますが、今の時点でというのは一つですね、変えられるのかどうかというのがあります。</p>
<p>本多委員</p>	<p>一応ですね、今日ちょっと疑問があったので、総務の方には連絡をしま</p>

	<p>した。まだ大丈夫ですということだったので、もしそういうふうに変えることができるのであれば、この際皆さんの総意でもって出来ればそれでもいいのかなと思います。</p>
寺田次長	<p>その確認は私もしていなかったのです。出来るということであればですね、今委員さんのおっしゃるように、ここの帰郷の言葉を調整させていただきたいと思います。</p>
本多委員	<p>その辺は後で整理してもらえばいいと思います。</p>
宮原教育長	<p>「帰郷」のところは、「定住」の方がいいんじゃないかと思います。</p>
松島委員	<p>1条は、ただ「帰郷」だけしか書いてないですけども、こっちの方のここは「帰郷し就業する」というふうな言葉が後ろにあれば当然「帰郷」の方がいいと思います。</p>
本多委員	<p>はい、そのまま「帰郷」でいいところもあります。</p>
松島委員	<p>だから最初の1条のところだけが「帰郷」という言葉だけで終わっているから、「帰郷」「定住」とかいう言葉であれば、同じようにするかですね。</p>
本多委員	<p>そうですね。「もどって」というのがあれば「帰郷」して、というのがあります。第1条に戻りますが、の辺をちょっと整理してもらえばどうかというふうに思います。</p>
松島委員	<p>先ほど教育長とお話しましたが、市長さんの思いがやっぱりその、ふるさとに帰ってきてそこでという思いでこの奨学金ということがあるから、「帰郷」という言葉が使われているんだろうと思うんですけど、確かにおっしゃるように「帰郷」だけだったら何かこう、里帰りみたいな感じで、こういう条例とかそういうのにはあまりそぐわない言葉みたいな気もしないでもないです。だから、1条だけが少しそぐわなくて、こっちの方は</p>

	<p>「就業」という言葉がここにあるから。これではっきりするのかなと思います。</p>
菅 課 長	<p>そうですね。もし1条を「市内にもどって就業する場合にはその償還を免除し、市への定住促進に資することを目的とする。」と変えるとする、例えば第3条の「奨学金の種類」ですね、ここの「ふるさとにもどってこんね奨学金」のところでも「市内に帰郷し」という言葉が出てきますので、この辺を「もどって就業する」とか目的に沿ったような表現にするのかですね。</p>
本 多 委 員	<p>他のところにもあるんですね。だから「帰郷し就業する」のか。</p>
宮原教育長	<p>3条のところの帰郷の意味合いと、1条のところの帰郷の意味合いが、少し違うと思います。だから3条は、松島委員が言われたところで「帰郷」という意味が一義的じゃないんですね。「帰郷し就業する意志がある者に対して、一定期間の定住及び」ということでずっと書いてあるから意味が通るんだけど、1条の場合の「帰郷」というのは、一般的に聞けば本当にこう、里帰りをただするだけだと捉えられかねないということ。だから、3条はそのままでいいけど、1条のところはどうだろうということだと思います。</p>
寺 田 次 長	<p>そうですね。1条については、「定住」という言葉がぴったりくると考えられますね。</p>
松本委員長	<p>1条を「定住」ということで、どうでしょうか。</p>
寺 田 次 長	<p>そうですね、はい。「定住」という言葉に変えたいと思います。</p>
本 多 委 員	<p>他のところが「帰郷し就業する」となっているならば、例えばこの「もどって」というところを「帰郷し」「就業する」と。他にもそうなるんでしょう。そしてこの「帰郷」のところを「定住」にするかだと思います。</p>

菅 課 長	<p>「もどって」のところ、まあ最後にも確認をさせていただこうかと思っただけですけども、この名称の「もどってこんね」という響きですね、教育委員会の中では「もどってきなさい」とか、「もどってこい」とか、強制的な意味合いで取られんこともないんじゃないのかというご指摘もありました。</p>
寺 田 次 長	<p>例規審査委員会の中で、その「もどってこんね奨学金」という名称を出しましたが、「もどってこんね」というのが、そういう強制的な取られ方をしている可能性があるという指摘を受けました。「もどってこんね」という言い方ですけども、私たちは「もどってこんねー」という、そういう方言で身近な感じで作りたいなということで、教育委員会の中で名称を募集して、それで選考委員会を作って選考した言葉であったんですけども、これについては今日、市長とちょっと話をする機会がありまして、その話をしましたが、市長はそういう方言、島原の方言「もどってこんね」という言い方は、いいんじゃないかということでした。</p>
本 多 委 員	<p>親しみがあるということですか。</p>
寺 田 次 長	<p>はい。もうこれでいこうということでした。</p>
本 多 委 員	<p>何か、強制とか感じるのかな。</p>
寺 田 次 長	<p>まあ、人によってはというところでしたが、私たちはもう方言で、「もどってこんねー」という気持ちではいました。</p>
本 多 委 員	<p>そうなんですか。はい、分かりました。</p>
菅 課 長	<p>ネーミングともかけて「市内にもどって」というような表現をしていましたが、そこをおっしゃるように「市内に帰郷し就業する場合に、その償還を免除し市への定住促進～」というふうな流れです。</p>

寺田次長	その言葉に統一をすれば、「市内に帰郷し就業する」に全部を統一しようと思えばできます。
本多委員	そうすれば統一できるわけですね。ただまあその、市長の思いと、どうなのかなというのはありますけど。「もどって」というのが強調したければ、やっぱり他の言い方ではいかないだろうし。まあいずれにしろ、その辺は調整してもらえばどうでしょう。
松本委員長	市長部局との調整を要しますが、ここでは修正承認ということでもいいですか。
寺田次長	そうですね。
本多委員	この委員会で決まったことがそのままいくということじゃないですから、教育委員会の決定を尊重はするだろうが、最終的には条例の提案は市になってくるので、委員会ではこうだったけれども、最終的には、市としてはこうしますよということは決定することになりますので、教育委員会としては、こういうふうに承認する際の条件として、変更をしてもらうということですね。
寺田次長	このままじゃなくて、修正をさせていただきますということでよろしいでしょうか。
本多委員	可能であればそうした方がいいんじゃないでしょうか。
寺田次長	はい。分かりました。
菅課長	提案の根拠についての、「地方公共団体の長は」というところで、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会に意見を聞かなければならないとなっています。

本多委員	<p>意見を聞くだけですから、議決じゃなく承認ということじゃないのですか。だから修正して、修正したものを承認して、市長部局の方に進達をして、それをどういうふうにするかというのは向こうの判断になってくるということですね。</p> <p>あと、3条の第2項の前段の部分。「ふるさとにもどってこんね奨学金」の定義はどうだったですか。</p>
菅課長	<p>それにつきましては、あくまで貸付奨学金が対象者を明示して貸し付けるという奨学金を定義しているのに対しまして、「ふるさとにもどってこんね奨学金」の方は、免除のできる奨学金という規定しかございませんので、同じような表現にするのであれば、「大学等に進学する者に対して貸し付ける奨学金で、以下こういうこういう場合は免除ができる奨学金をいう」というような規定にした方が適切なのかなと思います。</p>
本多委員	<p>「大学等を卒業後」の前に、対象者を入れるということですね。そっちの方がいいんじゃないかなと思います。あとは、7条の「奨学生が在学する正規の修業期間」。</p>
菅課長	<p>ここに「高校あるいは大学等」ということを明記した方がいいんじゃないかということでしょうか。</p>
本多委員	<p>そうですね。</p>
菅課長	<p>あっても当然いいと思いますが、ただ既に対象者自体が、資格が5条で「高校等又は大学等に在学している者」ということで資格を明記しておりますので、当然そういった者の正規の修業期間になるのかなと考えておりますけども。で、「もどってこんね」の場合には、高校は資格に入れていないところです。</p>
本多委員	<p>資格の方は分かりますけど、奨学生が在学する何かと云ったら、このままいけば在学するその修業期間と、その正規というのは何を意味するかと云ったら、何かの正規の期間ですよ。高校であったり大学であったり、</p>

	<p>それも正規の期間だから、本当だったらこの間に、何か正規を表現するための何かが入らないとおかしいんじゃないかなという気がします。「高校等又は大学等の正規の修業期間」だったら分かるけども、何もなければ何の正規の期間だと。現行の基金条例では、それが「高校等の」と入っているんです。</p>
寺田次長	<p>「奨学生が在学する高校等」とあります。</p>
本多委員	<p>だから、あえてここでカットする理由はないんじゃないかなと。「高校等又は大学等の正規の修業期間」では駄目なのかですかね。</p>
寺田次長	<p>入れた方がはっきり分かります。そしてその辺を、高校等又は大学等ですね、両方とも第2条で定義しています。</p>
本多委員	<p>そっちの方が、この2条で定義しているから、これを受けて、この奨学金の貸付は、高校等あるいは大学等に在学している人の、要するにその高校なり大学なりの正規の修業期間というのが読み取れるんじゃないかなと思います。</p>
寺田次長	<p>前の条文にもありますもんね。</p>
宮原教育長	<p>第2条で高校等、大学等としているからですね。</p>
寺田次長	<p>だから「奨学生が在学する高校等又は大学等の正規の修業期間とする」。</p>
本多委員	<p>その方が、いいのかなという気がします。これを仮に入れるとすれば、今後は読み替え規定がどうですかね。「又は」だからいいんですかね。読み替え規定には出てこないようですが。</p>
菅課長	<p>「ふるさとにもどってこんね奨学金」では高校等は対象外です。</p>

本多委員	だから読み替え規定で、この貸付期間は「高校等又は大学等」が左に来て、右側は「大学等」という読み替え規定があるんですね。7条。そうなりますね。
寺田次長	「(大学院を含む。)」が入れば、この12条と一緒に入れてもいいんですよ。
菅課長	読み替え規定を1つ、追加します。
本多委員	あとは、規則に関することになるので省いておきます。
菅課長	冒頭のとてご質問がありました、貸付金額もさることながら、据置期間が非常に有利になっているというお尋ねだったんですが、あれについては、当初は3年間のうちに、据置期間はあくまで6か月で、あと2年半のうちに早く帰ってくれば来るほど有利になるというか、半年後に納めたものについては返還をしないというふうに私どもも考えてはいましたが、教育厚生委員会の中で概要を説明したときにも、委員会の中でも、3年間で帰ってくれば免除するのであれば、3年間のうちに帰ってくる人は全部免除をするようにしたらどうかというようなことで、再考をした結果、据置期間自体を3年間ということに変更しました。
本多委員	延ばすと。6か月を入れずに、そのまま3年ということですね。
菅課長	その分、以前は返還期間の貸与の2倍の期間というところの部分、額が大きいものから、平準化するために3倍に読み替えていましたが、その部分を、今回は猶予の据え置きを3年延ばしましたから、そのまま2倍でいこうということで、大学だったら8年ですね。そのところは既存と同様に8年でいこうということになりました。3年据え置きがありますから、11年。だからもし、帰って来ないというふうに仮定すると、償還額は今の貸与額の倍、毎月返していけないといけない。今は2万5千円借りた場合には、毎月が1万2500円ずつ返せばいいんですけども、今回の改定でいくと、そのまま5万円貸したのを、2倍の期間で返還するも

<p>本多委員</p>	<p>のですから、毎月の返還が2万5千円となります。</p> <p>大学に行くための資金がなかなか捻出できない家庭にあってはですよ、まあこれは併給がだめという話だが、こっちの方を申請していた方が、最終的に島原に戻ってくる・戻ってこないは別として、5万円貸付してもらうわけですよ。そして、戻ってこなければそれを返せばいい話ですよ、極端な話が。有利ですよ。まあ当然、成績の基準あるいは収入の基準もあるんですが。</p>
<p>宮原教育長</p>	<p>以前の案では16年間で返せばよかったんですけど、今度は8年間で返さなきゃいけないので、負担が大きいので、考えるだろうと。16年間であれば1万2500円でいいんです。今本多委員さんが心配されるように、まずはこっちを応募しといて、帰って来なくても1万2500円ずつ、そっちの方がまだいいじゃないかというふうになりかねないので、ただ2倍の期間にすると、2万5千円ずつ払わないといけないので、やっぱりきつということにもなるのかなと思います。</p>
<p>本多委員</p>	<p>就職してしまえばその分は入ってくるのでね、そこからすれば何か、いのような気もしないでもないですね。大学に行ったりする人もいるだろう、その資金が工面できないから、その奨学資金を活用しようということでしょうから。委員長、もう一ついいでしょうか。奨学金は今、国で給付型の奨学金が3万円ということで議論をされて、来年度から実施をするということでの予算化もされるようですけども、それとの併給、これはOKということですよ。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>それとの併給はしていいということで考えています。うちの貸与型の奨学金との併給が駄目なだけであって、他の奨学金とはいいです。</p>
<p>本多委員</p>	<p>色んな大学の給付型の奨学金であったり、あるいは企業の奨学金であったりするわけですが、それとも併給はいいということですよ。はい、分かりました。</p> <p>もう1ついいですか。例えば、奨学生が停止あるいは取り消すことが出</p>

	<p>来る要件として、いくつか項目が挙がってるんですけども、その辺の確認というのは出来るんでしょうか。</p>
寺田次長	<p>今の貸付の方についても、毎年、在学証明書と成績証明書を提出してもらっています。</p>
本多委員	<p>そういったもので確認しているわけですね。今回の償還免除型も、そういった形で確認できるわけですね。色んな形でね。分かりました、ありがとうございました。</p>
宮原教育長	<p>少し時間も押し迫っていますが、今の国の方をお互いに確認しておきたいと思います。給付型ということで、こう言っています。新聞をそのまま読んでみます。これは12月1日付の新聞でございます。</p> <p>「政府は30日、大学進学者を対象とした返還不要の給付型奨学金制度を2018年度から本格的導入することを決めた。対象者は1学年あたり2万人規模で、月額3万円を基準に、私立大の下宿生などの場合は上乘せする方針。児童養護施設出身など、経済的に特に厳しい学生については、17年度から先行実施」ということで、基本的には18年度。そして、本当に厳しい、児童養護施設出身者など経済的には来年からということですよ。</p> <p>自民公明両党が同日、制度設計案を安倍晋三首相に提言し、大筋で了承された。提言での財源は、政府予算全体の中で捻出することが必要としたが、目途がついておらず、政府内の調整が難航することも予想される。先行実施分の規模や給付額は、12月の17年度予算の編成過程で決める。18年度からの本格実施分は、経済的負担が少ない国立大の自宅生と、負担が大きい私立大の下宿生とで、どの程度の差をつけるかなどを文部科学省が詰め、17年3月までに、まあ年度内ですね、制度設計する方針。提言では、対象者は住民税非課税世帯の進学者で、各高校が推薦。全国5千校ある高校で、少なくとも各1校は給付を受けられるようにする。他に、好成績の進学者らを加えて、全体で2万人規模と算定した。各校で選定基準を設定するが、好成績の生徒だけでなく、部活動や課外活動で成果を挙げた場合も対象とする。進学目的や進学後の人生設計をレポートで提出することも求め、意欲などを見る。各校が推薦基準を作るため、ガイドライ</p>

	<p>ンは文科省と日本学生支援機構が今後策定。進学後も、毎年学業の状況などを確定したうえで給付するとした。まあ、一つのポイントは、国は18年度からと。今16年度ですから、来年は今言ったように、先行実施分の児童養護施設出身者など経済的に特に厳しい学生については17年度から先行実施ということですよ。だから、来年から全部じゃないんです。来年は特に厳しい、そういった子どもたちをまず最初にやりますと、そういう流れになっているようでございます。</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p>
菅 課 長	<p>最後に確認ですけれども、次長から先程説明がありましたけれども、名称については、この「ふるさとにもどってこんね奨学金」ということで、委員会の方としては承認していただけるということよろしいでしょうか。</p>
松本委員長	<p>委員の皆様にお諮りします。名称については、「ふるさとにもどってこんね奨学金」ということよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは、本日の意見を、この教育委員会の意見として市長部局の方にも提言をして、加筆修正をした原案を出すということで、第39号議案は、原案を修正して承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは、第39号議案は原案を修正して承認いたします。</p>
<p>第 7 次 定 例 教 育 委 員 会 の 日 程 に つ い て</p>	
松本委員長	<p>次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。</p> <p>【提案・検討】 次回、1月の定例教育委員会を1月5日(木)13時</p>

松本委員長	30分から、市役所有明庁舎 1階相談室において行います。
第 8 その他	
松本委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の(1)報告事項「①12月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。 では、社会教育課長。自転車の指導は、アーケードですか。
松 本 課 長	今回、3か所で行っております。一小の体育館横の交差点、それからアーケード、十八銀行の前の交差点、それから先般高校生の事故があったんですけど、セブンイレブン城見町店、その3か所で実施をしております。
松本委員長	他に、質疑はありませんか。 無いようでしたら、次に(2)その他のことをお願いします。
浅 田 課 長	スポーツ課からよろしいでしょうか。お手元に資料をお配りしております。ブルーの部分とピンクの部分、ブルーの部分がジュニアスポーツ振興事業の1年間の報告でございます。それから、ピンクの方がJFAころのプロジェクト「夢の教室」の報告書でございます。1年間の分をまとめておりますので、参考にお配りしております。 それからあと2部綴ってあるのが、先日の島原学生駅伝の結果ですね。それからもう一つが、スポーツ少年団駅伝の記録一覧表でございます。

あと、期日のまた報告ですけれども、有馬スポーツ賞の方を恒例で3月にやっておりますけれども、日程が3月4日（土）になります。10時からの予定です。また後日、ご案内の方は差し上げたいと思います。

続けてスポーツ課の方から報告でございます、資料はありません。市営陸上競技場というのを私どもの所管で持っておりますけれども、陸上競技場につきましてはこれまで二種の公認施設でございました。市の方にもですね、企画委員会等で協議いたしまして、今後もう二種の公認は引き続き更新をしないと、三種の公認ということで申請をしていくと。こういう話は別に二種だろうが三種だろうが、施設には変わりありません。ただ、競技の誘致、開催の大会が、九州レベルあるいは一種になりますと国レベルになりますけれども、三種であっても県大会等は誘致できると。それから、二種を維持するためには相当な費用が要りますので、そのあたりを企画委員会でも協議して、もうやむを得ないだろうと結果を出しているところで、三種の公認ということで今後は事務を進めてまいりますので、報告とさせていただきます。以上です。

松本委員長

他に何かありませんか。

松本課長

社会教育課です。教育委員さん方の視察について説明させていただきたいと思います。お手元に行程表をお配りしておりますが、1月26日（木）、福岡県の方で開催されます「市町村教育委員研究協議会」に出席をいたします。そして、福岡市内の視察を行いまして、翌日の1月27日、視察先を佐賀市立赤松小学校、こちらコミュニティスクールを導入している学校になります。それから午後に、同じく佐賀市内の加瀬小学校、こちらは導入はしておりませんが、非常に地域と連携した活動が活発に行われているということで、この2校を視察したいと考えております。

今回は、コミュニティスクールということがありまして、社会教育課の私と、あとスポーツ課の方が1名随行をさせていただきたいと考えております。

1枚開けていただきまして、市町村教育委員研究協議会なんですけれども、その下の欄の（2）、分科会の実施というところで福岡会場は希望上位三点を実施する予定です。各委員の参加希望程度の取りまとめとい

	<p>うことで、実は12月12日までに県の方に報告しなければなりません。そこで、下記のところの3、研究分科会について、(1)テーマということで5つ項目がありますが、これをすいません上から、1・2・3・4・5ということで番号を仮に打っていただいて、そしてもう1枚分科会希望調査票という色付きの紙を配っておりますが、申し訳ないですけども、教育委員氏名、分科会で、第一・第二・第三希望のところ、先ほど打った番号を希望される順に入れていただいて、よろしかったら本日会議後に集めさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>あと細かい時間とか宿泊先とか、また決まりましたら改めて連絡をさせていただきたいと思えます。予定につきましては、1月の定例会で提示させていただきたいと思えます。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の方から、今年度2回目の総合教育会議を、1月24日10時からお願いしたいとのことです。よって総合教育会議が10時から、要望書提出を11時からお願いしたいと思えます。</p>
堀 口 課 長	<p>学校教育課から、まず公開の部分から1点目です。もう新聞等でご承知かと思えますが、平成28年の秋の叙勲ということで、宮崎善金先生が有明中学校を最後に退職なさいましたけれども、瑞宝双光章を受賞されておられます。</p> <p>2点目は、五小の学校給食調理場の受配校再編ということで、机上にプリントを上げております。教育厚生委員会に説明をした後、1月の初旬に三中のPTAを安中公民館に、まあ希望される方だけお集めして、事情の説明会をしたいと思っております。現在、三小・五小調理場がそこに色付けにしています。三小は三小と二中、それから五小は五小と三中ということで調理をしています。三小が530食、五小が528食ということで、両方ともですね、単独調理校の分類になるんですけども、550人を切っておりますために、栄養教諭の配置がございません。定数でいうと、0.25という配置になります。2つ合わせて0.5に、まあ今いきなり2つなくなると大変だろうということで、県が暫定的に配置をしてくださっていますが、これがいつなくなるか分からない状況にあります。ですがこれがなくなってしまうと、二小・三小・五小で1人しか栄養教諭が配置</p>

	<p>されないということになりまして、食の安心・安全の確保、食育の推進ということに支障を来たしますので、現在五小で調理をしております約190食ありますが、これを新三小の調理場に移すということで、平成29年度は新三小の調理場が約637ということで、栄養教諭の配置を確実に1人にしたいということで、調理の移管を考えております。今後6年間の推移を見ますと、大体新三小は600を超えるということで、栄養教諭が安定的に確保できるということになります。この説明を1月明けて三中の保護者さんを対象に実施をしていこうと思っております。また、議会等で議員さんに報告をしていきたいと思っております。以上2点が公開での報告です。あとは、教職員及び児童生徒の事故等について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思っております。</p> <p>松本委員長 ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>松本委員長 《承認》</p> <p>松本委員長 異議がないようですので、「非公開」といたします。「③教職員及び児童生徒の事故等の報告」をお願いします。</p> <p>堀口課長 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）</p> <p>松本委員長 非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
第 9 閉会（16：45）	
松本委員長	<p>無いようでしたら、これで本日の12月定例教育委員会を閉会します。 今年一年ご苦労様でした。</p>